

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和7年10月2日(木)

午前10時～10時56分

開催場所：会議室302

1 第5次播磨町総合計画後期基本計画について

第5次播磨町総合計画後期基本計画について、所管する企画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和7年5月19日の総務建設常任委員会では、計画策定の方針、体制、策定スケジュールと前期基本計画の評価検証概要について説明をした。それ以降、住民意識調査や転入者アンケートを実施したほか、住民や職員を対象としたワークショップを4回開催した。計画の内容については、内部の総合計画策定委員会や庁議、外部有識者で構成する長期総合計画審議会に諮り素案を作成した。

素案の内容として、まず、第5次播磨町総合計画のまちづくりの体系として、まちづくりの将来像の実現に向け、3つの基本政策と6つの方向性、26のまちづくり分野から構成している。まちづくり分野の構成としては、まず目指すべきビジョンと施策展開の方向性について示している。次に、令和3年度から令和7年度までの前期基本計画の間に取り組んできた施策を「前期計画期間中の取組」としてまとめている。その上で、今後のまちづくりにおける「現状の問題・課題」を整理している。また、ビジョンを実現するための目標とその達成に向けた方向性を示し、住民満足度のこれまでの推移と、今後もこの満足度を向上させていくことを後期基本計画の指標としている。最後に、まちづくり分野に関連する個別計画を示している。

最終的には、まちづくり分野に関連する写真なども入れながら、より見やすい形にしていきたい。

今後の予定として、実施中のパブリックコメントの意見を踏まえ総合計画策定委員会や庁議を経て、11月の長期総合計画審議会で答申がなされる予定であり、12月定例会に上程をする。

2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で定める金額の改正について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で定める金額の改正について、所管する総務課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

地方自治法第96条第1項第5号において、議会の議決すべき事件の一つとして、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することと規定されている。

現在、条例で定めている議会の議決に付すべき契約についてですが、「工事又は製造の請負」の金額については、平成5年4月1日に施行された政令の改正に伴い3000万円以上から5000万円以上に引き上げられているが、それ以降改正されていない。

また同じく「財産の取得又は処分」の金額については、昭和39年4月1日に750万円以上と定め施行されているが、その後一度も改正されていない。

政令で定められた金額に関する基準は、普通地方公共団体が定める下限額とされており、議決に付すべき金額については地方自治体の条例に委ねられている。

そこで前回金額を定めた以降の経済事情の変化等を鑑み、議決に付すべき金額を改正しようとするものである。

【主な質疑応答】

Q 改正金額は決まっているのか。

A 検討中である。市並みの金額を検討材料として考えている。

3 災害用簡易水洗式トイレ購入について

災害用簡易水洗式トイレ購入について、所管する危機管理課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

この事業については、令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、避難所における生活環境の改善が全国的な課題となっていることを受け、当町においてもさらなる避難所の生活環境の改善を目的として、マンホールへの直接設置にも対応できる簡易水洗式トイレを購入するものである。

購入物品の概要としては、災害用簡易水洗式トイレを避難所となる町内4小学校に、車いす対応のもの2式を含んだ各10式、計40式購入するものである。

この物品の購入については、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の活用をすることとして、交付金の補助率は2分の1となっている。

購入スケジュールについては、10月下旬に仮契約し、12月定例会にて契約議案を上程する予定としている。

【主な質疑応答】

Q 完成イメージ図にある土間の仕様はどうなっているのか。

A 基本的には、土間コンを予定しているが、学校と協議中である。

Q トイレの保管はどうするのか。

A 別途、防災倉庫の設置を予定している。

4 防犯対策事業における補助金の終了について

防犯対策事業における補助金の終了について、所管する危機管理課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

防犯カメラ設置補助金については、地域の見守りの強化を目的に、兵庫県の補助事業と併せる形で、平成26年度に制度を開始し、運用していく中で、県の対象が当町のニーズに合わないことなどから、令和4年度には要綱の改正を実施し、補助対象の拡大など町単独でも事業の拡充をしつつ補助を実施し、町内の見守りの強化に貢献してきた。

しかしながら、令和6年度に町の事業として250台の見守りカメラを設置したこと、犯罪捜査にかかる警察への映像提供などの状況からも見守りカメラが十分に機能できていることから、その目的を果たしたと判断し、当該補助金を終了する。

なお、今後の予定とし、本委員会終了後、各自治会長宛てに文書にて通知し、令和7年度末をもって補助を終了する予定としている。

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和7年10月21日（火）

午前9時58分～11時34分

開催場所：会議室302

1 土山駅北地区のまちづくりに関する検討状況について

土山駅北地区のまちづくりに関する検討状況について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

土山駅北地区では、令和5年度以降、土山駅前自治会・土山駅北地区まちづくり推進協議会・播磨町を中心に、土山駅北地区のまちづくりの検討を進めている。令和6年度には、「まちづくりコンセプト」の実現に向け「まちづくり基本構想」を策定した。

令和7年度は、これを踏まえ、「まちづくり基本計画」の策定を目標に事業を推進している。令和6年度では、現地測量、土地権利調査、権利者意向調査等を実施し、令和7年度は、地価鑑定作業や駅前広場の基本計画の検討を行っている。今後、道路・公園広場等の設計を進めていく。

権利者意向調査（回答率76.4%）では、道路が狭く危険、交通が混雑している、にぎわい不足などが課題として挙げられた。「まちづくりコンセプト」の実現に向けて重視すべき点として、「子どもや高齢者が安心して過ごせるまち」「駅前らしいにぎわいの創出」「生活利便性の向上」が多く、令和5年度、6年度の検討内容は、おおむね地域の意見が反映されていると考えられる。

令和7年9月には第1回勉強会を開催し、調査結果を共有、10月には相談窓口を設け住民意見を聴取した。今後は11月に第2回勉強会、令和8年1月に第3回勉強会、3月に事業報告会を予定している。課題解消には、道路や下水道の社会基盤の整備と、都市機能を向上させるような核となる施設の整備が必要であり、再整備の手法としては、土地区画整理事業と市街地再開発事業を同時に行う一体的施工が最適である。

【主な質疑応答】

Q 基本計画の段階ではあるが、完成はいつごろを目標にしているのか。

A 令和9年度から令和10年度初めにかけて、土地区画整理事業の都市計画決定、その後、1年ないし2年かけて土地区画整理事業の事業認可をとりたい。その後10年とか15年かけ工事をする見込みである。

2 北古田周辺地区のまちづくりに関する検討状況について

北古田周辺地区のまちづくりに関する検討状況について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

北古田周辺地区では、令和6年度に実施した土地利用意向アンケート調査の結果を踏まえ、令和7年度に地権者との意見交換会等を通じて、当地区における「目指すまちの姿」と「将来のまちづくり」の検討を進めている。

これまでに、地権者へのアンケート調査で「まちづくりの検討に積極的に関わっていきたい」と回答した地権者を対象に、2回の意見交換会を開催した。

第1回（令和7年7月14日）では6名が参加し、アンケート結果の振り返りと地区の現状の共有を行い、参加者同士の顔合わせを兼ねた意見交換会を実施した。

第2回（令和7年10月17日）では5名が参加し、第1回での意見を基に、市街化区域への編入要件および想定されるまちづくりの整備パターンをテーマとして議論を行った。

町からは、市街化調整区域である当地区を市街化区域に編入するための条件や、区画整理の着手か、地区計画による計画的な市街化が確実と見込まれることが必要である点を説明した。また、区画整理を市街化調整区域内で行う場合、町が都市計画法上、施工者となれないため、今後は地権者自身が組合を設立し、主体的にまちづくりを進める必要があることを伝えた。その結果、地権者からは「将来を見据えた検討は必要」との前向きな意見が見られたが、依然として行政主導での対応を期待する傾向が強く、主体的に将来像を描く意識は十分に醸成されていない状況にある。

町としては、播磨臨海地域道路の整備計画など周辺環境の変化を踏まえ、将来を見据えたまちづくりの必要性を継続して説明してきたが、事業化に向け時間を要すると認識している。

今後は、令和7年12月～令和8年1月頃に全地権者を対象とした勉強会を開催し、令和7年度の取組内容を報告するとともに、令和8年度以降は、播磨臨海地域道路の進捗報告も踏まえた会を開催し、地権者の理解を深め、まちづくりへの参加意識を高めていく方針である。

3 立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務について

立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年3月の総務建設常任委員会において、本計画を初めて報告し、この度、草案ができあがった。今後は各意見を反映し、最終は、令和8年3月定例会で上程予定

である。

計画は第1章から第8章で構成している。

第2章では、播磨町の現状と計画の背景として、住民アンケートの反映や国立社会保障・人口問題研究所の推計値を活用した将来人口を記載している。

第3章では、目指すべき都市の将来像を示している。「未来につながる持続可能なまちづくり みんなでめざす 住みよい はりま」を都市づくりの目標とし、立地適正化計画における重要項目として、①あらゆる世代が町内に住み続けられる良好な居住環境の維持・充実、②まちの活力や利便性の向上、③都市機能の維持・効果的な立地の誘導を盛り込むこととした。

第4章の都市づくりの方針では、現行の都市計画マスターplanに示されていた6つの都市づくりの基本方針および分野別方針をもとに、令和6・7年度の中間見直しとして内容を更新した。特に第4章の都市づくりの方針と第7章の地域づくりの方針は相互に密接な関係を持つため、両者の整合性を図る目的で役割分担表を新たに作成し、第4章では各分野の大方針を、第7章では各地域の具体的方針及び取組を示す構成とした。地域区分は現行のまま維持しつつ、名称のみ「中部地域」を「南部地域」に、「南部地域」を「臨海地域」へ変更した。地域の範囲を変更しなかった理由は、立地適正化計画における住民アンケートの結果から、国道250号明姫幹線が地域を区分する明確な境界であることが確認されたためである。

さらに町内の新たな操業地の確保を新方針として追記し、第7章に、臨海地域ではカーボンニュートラル等の環境改善に向けた取組を推進するため、新たな操業地の確保に向けて、新島拡張等の検討を行うことを記載した。

土地利用面では、市街化調整区域について各地域を取り巻く環境の変化を踏まえた土地利用を検討し、第7章では、北古田・東野添周辺の土地利用の検討を想定している。

交通施策としては、地域公共交通計画や自転車ネットワーク計画に基づき、公共交通網や自転車通行空間の整備を推進する方針を明確化した。防災・安全分野では、東播磨港でのカーボンニュートラルポート形成の推進や、公共下水道整備、町内全域での見守りカメラ設置、ため池の今後の在り方などが盛り込まれている。

第5章では、立地適正化計画に基づき、人口減少社会においても生活サービスとコミュニティが持続的に確保される居住を誘導・維持すべき区域として居住誘導区域を、医療、福祉、商業等の都市機能を、拠点に誘導・維持することにより各種生活サービスの効率的な提供が図られる区域として都市機能誘導区域を設定した。

居住誘導区域は、市街化区域のうち工業専用地域・準工業地域を除いた範囲とし、居住地としての安全性が確保できる災害イエローゾーンも含めて設定している。

都市機能誘導区域は、山陽電鉄播磨町駅及びJR土山駅周辺を拠点とし、商業・行政・福祉等の都市機能集積を誘導する方針である。

誘導施策は、都市機能誘導区域、居住誘導区域への誘導に加え、これら区域外への

機能立地を抑制するため講ずる。国などが直接行う施策、都市再生特別措置法に基づく各種支援措置の活用など国の支援を受けて本町が行う施策、本町独自の施策などを効果的に展開していきたい。。

第6章の防災指針は、立地適正化計画に特化している。災害リスクの見える化と減災を目的とした方針を定めた。洪水・内水、ため池、津波・高潮、地震などのハザード情報を整理し、災害リスク分析の結果、臨海部において特に災害リスクが高いことが分かる。災害リスクの回避と低減をソフト・ハード両面から推進し、①住民の防災意識向上と自助・共助の促進、②防災訓練の実施による避難体制の強化、③避難所環境の改善を取組方針とする。防災における町の取組との整合性を図るため、主に国土強靭化地域計画等に基づく取組と連携を図り、長期的で持続可能な防災体制の構築を目指す。

第8章の計画の実現化方策では、都市計画マスターplanの実効性を高めるための推進体制と評価指標を整備した。新たに都市計画事業の認可みなし制度を活用し、老朽化施設の改修に都市計画税を活用する仕組みを追加。また、立地適正化計画を客観的かつ定量的な分析、評価のもとで適切に機能する計画とするため、①居住誘導区域内の人口密度、②総合防災訓練の参加者数、③都市機能誘導区域内の誘導施設の割合、④公共交通の満足度の4指標を設定。これらを毎年評価し、現状値以上の達成を目指して、防災・利便性・持続性を兼ね備えたまちづくりを推進する。

総務建設常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和7年11月13日（木）

視 察 先：石川県野々市市

視 察 目 的：播磨町に新たな地域公共交通システム導入のための調査研究、情報収集を目的とする。コミュニティバス「のっティ」車両見学・調査を行う。

野々市市概要

野々市市は石川県内で一番小さな面積の自治体であり、山海のないほぼ平坦な町である。北東部を金沢市と、南西部を白山市に隣接している。面積は13.56平方キロメートルである。人口は令和7年10月末時点で54,853人である。昭和30年から32年にかけて1町3村が合併して野々市町が誕生、平成23年11月11日、野々市市となった。

視 察 内 容

1 コミュニティバス「のっティ」の導入のきっかけ

平成13年3月議会の中に「コミュニティバス対策特別委員会」を設置した同6月行政機関と交通事業者に商業関係者と住民代表、大学の教授を加えて「野々市町都市交通円滑化対策検討委員会」を設置し町が運行するコミュニティバスの実現を目指した。

3つの目的①地域間における移動手段の確保・円滑化、②高齢者や障がいのある方など移動の制約を受ける者にとっての移動手段の向上、③環境負荷の低減を掲げコミュニティバスの運行を計画し、平成15年9月より中央地域で試験運行を開始した。

2 現在までの取組

① 平成15年9月の試験運行の後、平成16年7月に中央地域ルートを変更、同年12月に南部ルートの試験運行を実施した。平成18年6月に西部ルートの試験運行を実施し、平成20年に南部と西部で路線変更をした。平成21年に北部ルートと中央ルートで車両を更新、その後もダイヤ改正、ルートの見直し・変更を繰り返し現在に至る。

② 運賃は多くの方に利用してもらうため、安くてわかりやすい100円としており、お得な回数券もある。

③ 野々市市駅と中央病院を行き来するシャトルバス「のんキー」も運行している。

また、市内5小学校のうち3小学校でスクールバスの運行もある。

3 のっティの車両の購入について

運行当初は、運行事業者が用意した車両を使用し、運行委託費に車両借上料を含めて契約していた。年間の車両借上料は、車両償却期間を7年として、運行事業者が車両購入にかかった費用の7分の1相当額（1台あたり約240万円）とした。

その後、故障が目立ち、修理費が増加した。社会資本整備総合交付金（効果促進事業）という補助制度を活用することで、約半分の補助率で車両購入できるため、町で購入することになった。

主な質疑応答

Q 「のっティ」運行以前の住民の交通手段は。

A 自家用車を持たない方は、主に市内移動において不便な状況であった。路線バスや鉄道で目的地に移動できる方は路線バスや鉄道を利用していたと思われる。そうでない方は徒歩やタクシーを利用していたと思われる。

Q 「のっティ」運行により、自家用車の利用者は減ったのか。

A 野々市市は人口の増加とともに、自動車保有台数も増加している。

Q 利用者は各バス停から半径何メートル以内の自宅の方が多いのか。

またバス停の間隔の設定として、住宅地なら何メートル以内に設置しているのか。

A 野々市市の場合、一部地域を除き、自宅から300メートルの範囲内にバス停が設置されている。バス停の間隔について特に基準はない。

Q 4ルートあるが、高齢者からバス停まで行くことの不満はないのか。

A 自宅から300メートルの範囲内にバス停が設置されていれば、移動可能と考えられるが、徒歩での移動に抵抗を感じる距離は個人差があるので、「自宅からバス停が遠い」というご意見をいただくこともある。

総務建設常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和7年11月14日（金）

視 察 先：富山県氷見市

視 察 目 的：播磨町に新たな地域公共交通システム導入のための調査研究、情報収集を目的とする。NPOバスによるデマンド運行について、車両や運行形態などの調査を行う。

氷見市概要

氷見市は富山県の西北、能登半島の東側付け根部分に位置している。はるかに立山連峰を望む氷見市は、海から里山まで広がる豊かな自然に恵まれている。面積は230.56平方キロメートル、人口は令和7年11月1日時点で41,316人である。明治22年には、氷見町ほか20か村が誕生し明治29年には氷見郡となった。昭和27年から市制を施行し、その後昭和29年までに3回の合併を行い、全国でもまれに見る一郡一市となる。日本海側有数の氷見漁港では約150種類の魚が水揚げされ初夏のマグロ、冬の寒ブリ、そして氷見いわしは広辞苑に掲載されるほど有名である。さらに近年では温泉が湧出し「能登半島国定公園・氷見温泉郷」の名称でPRに努めている。

視 察 内 容

1 各地域の住民で組織するNPOによる運行路線について
令和7年現在、以下の3法人6路線で運行している。

① 特定非営利活動法人八代地域活性化協議会

磯辺線「ますがた」 平成17年から開始。

灘浦戦「なだうら」 平成24年から開始。

② 特定非営利活動法人余川谷地域活性化協議会

碁石線「やまびこ」 平成22年から開始。

③ 特定非営利活動法人上庄谷地域協議会

久目線「くめバス」 平成28年から開始。

速川線「はやかわバス」 平成30年から開始。

熊無線「くまなしバス」 平成30年から開始。

自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送）による輸送サービスの提供により、各地域の実状に応じた自律的で柔軟な運行が実施され、各地域住民の当事者意識・マイバス意識が醸成された。

2 氷見市が行う支援

(1) 法人立ち上げに向けて

- ① 車両等購入費補助金（10分の10補助）として、車両・車庫及びバス停等の取得に係る経費を支援している。（過疎債・辺地債）
- ② その他の支援として、運行管理やノウハウ等の助言、バス運行手続きの支援等をしている。

(2) 法人立ち上げ後の運営のために

- ① 路線運行費補助金として、運行経費の6割を補助している。
- ② 車両の再取得に係る経費支援（平成29年から10分の10補助）として、車両の使用期間が10年経過または走行30万キロメートル超の車両について経費を支援している。（過疎債・辺地債）
- ③ その他の支援として、財務会計事務の補助、関係機関への手続き（国や県への申請等）など必要に応じて「氷見市NPOバス事業者連絡協議会」を開催している。

3 地域運営NPOバスの課題と対応策

(1) 地域運営NPOバスの課題

- ① 運行主体の運営の健全性（収支状況の改善）の確保。
- ② NPOバスの運行従事者（運転手や事務職等）の確保。

令和5年に市と地域運営NPOバスの3法人により、「地域運営NPOバスの持続性の確保に向けた基本方針」を策定している。

(2) 課題への対応策

- ① 経理や総務などの共通事務の共同化として、事務局の体制強化（3法人の事務統合）事務経費の削減、他の交通空白地における新規運行をしていく。（NPOバスの立ち上げ）
- ② 市内での人材の共有・外部人材の活用等として、運転手（有資格者）や事務員の確保をしていく。
- ③ デマンド運行の導入として、利便性向上による利用者の増加、効率的な運行による経費削減（燃料費、人件費、デマンドシステム費等）車両の小型を目指していく。

4 今後の展開

現金のみならずキャッシュレス化も視野に入れた検討をしていく、観光客等によるNPOバスの利用促進も図っていく。また、令和11年度からJR氷見線の事業主体が変更となることに伴い、利便性・快適性のさらなる向上により、鉄道利用者の増加が見込まれる。

主な質疑応答

- Q** 運行開始までの準備に要した導入費用と運用費用(ランニングコスト)は。また、車両は市が購入したのか。黒字経営なのか。
- A** 運行開始当初の具体的な内容は不明だが、導入時の財政的な支援や事務的な支援は市で行っていた。車両の費用については現在も市から全額補助している。また現在は定時定路線に対しては、県及び市からの運行経費補助があり、デマンド運行路線に対しては、国・県・市からの運行経費補助があるが、1路線以外の5路線はいずれも赤字となっている状況である。
- Q** ドアツードアの運行はしているのか。
- A** デマンド運行をしている碁石線においては、ドアツードアの運行を行っている。
- Q** 地域によりお困りごとが違うなどということはあるのか。
- A** 利用者については、おおむねどの地域においても、免許返納された方の通院や買い物等への移動手段がなくなる点が課題である。
- 運営側については3法人とも高齢化が進行しており、バス運行に係る事務局体制の維持が課題である。そのため、現在は市とともに3法人の事務の共同化に向けて準備を進めているところである。
- Q** 住民の利用率の推移はどうなっているのか。
- A** 地域公共交通計画策定時のアンケート調査では「NPOバスを利用していない」と回答した人が98%「週に2、3回程度利用する」と回答した人が1%「月に2、3回程度利用する」と回答した人が1%であった。
- 利用率は多くないが、NPOバスは地域コミュニティの場としても利用されており、利用者の満足度は高いものと考えている。

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和7年11月17日(月)

午前9時58分～10時26分

開催場所：会議室302

1 上下水道耐震化計画について

上下水道耐震化計画について、所管する上下水道課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

上下水道施設は、住民の生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、南海トラフ地震などの大規模災害時にも機能維持と早期復旧が求められている。このため本町では、地震災害に強い上下水道システムを構築するため「上下水道耐震化計画」を策定し、令和7年4月から令和12年3月までの5年間を計画期間として、計画的かつ効率的に耐震化を推進していく。特に、大きな影響を及ぼす施設や医療機関、大規模避難所に接続する上下水道管路を最優先とし、2つの医療機関を結ぶ基幹管路については、両側からの整備によって期間短縮を図る予定です。上水道事業では、配水本管の耐震化事業をデザインビルド方式で実施し、令和7年度から順次、はりま病院及び岡本クリニック等へ接続する管路の整備を進める。

また、令和9年度には加圧給水車を1台導入する予定である。下水道事業では、令和7年度から9年度に汚水管路の耐震対策を実施し、減災対策として町内4小学校にマンホールトイレの整備を進めていく。令和10年度以降は雨水管きよの耐震化を進める予定である。財源確保については、国費での事業採択を受けることで進捗を図る方針であり、特に水道事業では国費の採択要件として新たに「加速化要件」が追加されたことにより、本町も採択可能な条件となったため、国の令和7年度補正予算での事業採択を目指し、事業の前倒しすることで、事業の進捗を図りたいと考えている。上下水道の耐震化や一体効率化の事業については、今後、他の事業体も一斉に事業化することで、国費の配分率が少なくなる可能性もあり財源の確保が厳しくなることも予想されますが、耐震化の進捗を図っていきたいと考えている。